

## 5. 1986-2001 年の所得格差の MLD 分解

ここでは、先に求めた MLD の分解を行い、子どものいる世帯における所得格差の変動要因について確認する。

要因分解のうち、グループ内格差とグループ間格差については (4) 式で計算している。また、時点間の格差の変動を分解するのが (5) 式である。

$a_g$  はグループの割合、 $\bar{a}_g$ 、 $\overline{MLD}_g$  は 2 時点間の平均、 $\bar{y}^{st} = \sum_{g=1}^m a_g^s y_g^t$  である。(4) 式右辺の第 1 項がグループ内格差、第 2 項がグループ間格差を表す。(5) 式では右辺第 1 項がグループ内格差、第 2 項がグループ間格差、第 3 項と第 4 項の合計が構造変化の効果である。

$$MLD = \sum_{g=1}^m a_g MLD_g + \sum_{g=1}^m a_g \ln \left( \frac{\bar{y}}{y_g} \right) \quad (4)$$

$$\begin{aligned} \Delta MLD = MLD^t - MLD^s &= \sum_{g=1}^m \bar{a}_g \Delta MLD_g + \sum_{g=1}^m \bar{a}_g \left( \ln \frac{\bar{y}^{st}}{y_g^t} - \ln \frac{\bar{y}^s}{y_g^s} \right) \\ &+ \sum_{g=1}^m \left[ \overline{MLD}_g + \ln \left( \frac{\bar{y}}{y_g} \right) \right] \Delta a_g + \sum_{g=1}^m \bar{a}_g \left( \ln \frac{\bar{y}^t}{\bar{y}^{st}} - \ln \frac{\bar{y}^s}{\bar{y}^{st}} \right) \end{aligned} \quad (5)$$

当初所得で所得格差の分解を行ったものが表 7 である。

最初に推移の部分を見ると、グループ内格差が子どものいる世帯の所得格差の大部分を占めていることがわかる。

変化を見ると、1986 年から 2001 年までの MLD の変化は 0.0333 である。そのうち、グループ内格差が 0.0224 で寄与率 67.5%、グループ間格差が 0.0063 で寄与率 18.9%、子どものいる世帯における母親の就業形態の構成比の変化の影響分が 0.0045 で寄与率 13.7% である。

この分析からは、グループ内格差の影響が大きいことがわかる。ただし、先に見たように、フルタイム世帯では 1995 年以降、所得格差が急激に拡大していた。そこで 1986 年から 2001 年までの所得変化を、1986 年から 1995 年、1995 年から 2001 年に分けて MLD 分解した。

その結果を見ると、1986 年から 1995 年の所得格差拡大はグループ内格差が引き起こしており、グループ間格差と就業形態の構成比の変化は、むしろ格差を縮小する方向に働いていた。しかし、1995 年から 2001 年にかけては、グループ間格差が格差拡大の要因に転じており、格差拡大に対してグループ内格差と同程度の寄与をするようになったことがわかる。

このことは表 8 に示した再分配所得の MLD 分解の結果をみても同様に確認できる。

表 7 MLD 分解 (当初所得)

| 当初所得      | 全体     | グループ内格差 | グループ間格差 | 母親の就業形態の変化 |
|-----------|--------|---------|---------|------------|
| 推移        |        |         |         |            |
| 1986      | 0.128  | 0.114   | 0.014   |            |
| 1989      | 0.126  | 0.112   | 0.013   |            |
| 1992      | 0.134  | 0.124   | 0.010   |            |
| 1995      | 0.130  | 0.121   | 0.009   |            |
| 1998      | 0.142  | 0.130   | 0.012   |            |
| 2001      | 0.161  | 0.136   | 0.025   |            |
| 変化        |        |         |         |            |
| 1986-2001 | 0.0333 | 0.0224  | 0.0063  | 0.0045     |
| 寄与率       | 100.0  | 67.5    | 18.9    | 13.7       |
| 1986-1995 | 0.0027 | 0.0071  | -0.0043 | -0.0001    |
| 寄与率       | 100.0  | 268.3   | -163.4  | -4.9       |
| 1995-2001 | 0.0306 | 0.0156  | 0.0139  | 0.0011     |
| 寄与率       | 100.0  | 51.0    | 45.5    | 3.5        |

出所:「所得再分配調査」より筆者作成。

表 8 MLD 分解 (再分配所得)

| 再分配所得     | 全体     | グループ内格差 | グループ間格差 | 母親の就業構成の変化 |
|-----------|--------|---------|---------|------------|
| 推移        |        |         |         |            |
| 1986      | 0.108  | 0.096   | 0.012   |            |
| 1989      | 0.122  | 0.110   | 0.011   |            |
| 1992      | 0.115  | 0.106   | 0.009   |            |
| 1995      | 0.125  | 0.117   | 0.008   |            |
| 1998      | 0.143  | 0.133   | 0.011   |            |
| 2001      | 0.152  | 0.129   | 0.022   |            |
| 変化        |        |         |         |            |
| 1986-2001 | 0.0446 | 0.0338  | 0.0063  | 0.0045     |
| 寄与率       | 100.0  | 75.8    | 14.0    | 10.2       |
| 1986-1995 | 0.0174 | 0.0212  | -0.0036 | -0.0002    |
| 寄与率       | 100.0  | 121.8   | -20.7   | -1.1       |
| 1995-2001 | 0.0272 | 0.0130  | 0.0129  | 0.0012     |
| 寄与率       | 100.0  | 48.0    | 47.5    | 4.5        |

出所:「所得再分配調査」より筆者作成。

## 6. まとめ

確認できたこと。

- (1) 子どものいる世帯の所得格差は当初所得、再分配所得の双方で拡大している。
- (2) 母親の就業形態別にみた場合、1995年以降、フルタイム世帯で所得格差が急激に大きくなっている。
- (3) 子どものいる世帯の近年の所得格差拡大は、グループ間格差の影響力が大きくなっている。

子どものいる世帯の所得格差は、ここ 10 年の傾向として、両者がほぼ同じ影響力で格差拡大の背後にいたることがわかっている。両者ともに拡大傾向にあるから、今後さらに子どものいる世帯の所得格差は拡大していくと予想される。

本論文から得られた結果と政策的インプリケーション・・・。

## 参考文献

大石 (2005)

大竹・斉藤 (1999)

小原 (2001)

森田 (2005)

付表 1 基本統計量

|            | 1986   | 1989   | 1992   | 1995   | 1998   | 2001   |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <専業主婦世帯>   | N=1562 | N=1439 | N=1232 | N=1170 | N=1109 | N=803  |
| 世帯人員数      | 4.00   | 3.96   | 3.97   | 3.89   | 3.90   | 3.88   |
| 18歳未満子ども数  | 1.85   | 1.83   | 1.79   | 1.76   | 1.76   | 1.76   |
| 妻就労所得(万円)  | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   |
| 夫就労所得(万円)  | 535.38 | 576.74 | 646.97 | 641.74 | 615.54 | 601.06 |
| 妻年齢        | 36.40  | 36.31  | 36.71  | 36.25  | 36.24  | 36.16  |
| 夫年齢        | 39.22  | 39.04  | 39.52  | 38.96  | 38.91  | 38.83  |
| <パートタイム世帯> | N=454  | N=509  | N=400  | N=347  | N=290  | N=283  |
| 世帯人員数      | 4.06   | 3.99   | 4.03   | 4.04   | 4.05   | 4.03   |
| 18歳未満子ども数  | 1.86   | 1.77   | 1.75   | 1.74   | 1.81   | 1.80   |
| 妻就労所得(万円)  | 70.02  | 74.72  | 75.35  | 73.92  | 69.35  | 69.45  |
| 夫就労所得(万円)  | 451.50 | 496.20 | 543.30 | 568.36 | 574.79 | 542.16 |
| 妻年齢        | 38.50  | 39.48  | 39.60  | 39.71  | 40.03  | 39.76  |
| 夫年齢        | 41.31  | 42.18  | 42.27  | 42.45  | 42.88  | 42.45  |
| <フルタイム世帯>  | N=465  | N=405  | N=436  | N=400  | N=323  | N=300  |
| 世帯人員数      | 3.98   | 4.04   | 4.03   | 3.94   | 3.96   | 3.94   |
| 18歳未満子ども数  | 1.69   | 1.73   | 1.72   | 1.63   | 1.76   | 1.69   |
| 妻就労所得(万円)  | 284.64 | 307.40 | 312.31 | 316.74 | 320.30 | 379.65 |
| 夫就労所得(万円)  | 504.88 | 558.72 | 572.86 | 576.59 | 600.82 | 631.48 |
| 妻年齢        | 39.60  | 40.01  | 39.56  | 39.82  | 38.77  | 39.46  |
| 夫年齢        | 42.43  | 42.88  | 41.99  | 42.16  | 40.87  | 41.36  |

# 先進諸国の年金改革の方向性と年金制度の 再分配機能

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所 金子 能宏  
社会保障応用分析研究部部長

<分担研究者>

日本大学経済学部専任講師 宮里 尚三

## 先進諸国の年金改革の方向性と年金制度の再分配機能<sup>1</sup>

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）  
宮里尚三（日本大学経済学部）

はじめに

先進諸国の公的年金にとって、高齢化による将来の給付の増加に対して、持続可能な制度とするための改革を行うことは重要な課題である。ただし、持続可能な年金財政を実現するための負担と給付の在り方については、今日どの国においても、世代ごとの負担と給付の関係が過度に相違しないようにする世代間の公平性と、同一世代内の所得格差の是正を図る世代内の公平性とが配慮されている。OECD(2005)においては、各国の年金制度には、共通して、予想よりも長生きすることに対するリスクシェアリングという側面と、高齢者の所得格差を是正する所得再分配の機能があることが指摘されている。ただし、再分配機能をどのような形で実現するかは、国ごとに異なっている。例えば、アメリカでは、現役時の所得が低い場合には所得代替率が高く、所得が上がると所得代替率が下がる逓減的な給付設計と年金課税との組み合わせで達成されている。カナダでは、定額の年金に上乘せする部分は報酬比例であるが、所得上限がありかつその上限以上の所得がある場合には定額部分の給付が一部削減されるクローバック制度がある。また、スウェーデンでは拠出をポイント換算したものに比例する給付を支給する一方、高齢者が低所得となる場合には最低保障年金を支給することによって実現している。わが国の公的年金も、サラリーマンの場合には、厚生年金の報酬比例部分と定額の基礎年金との組み合わせによって、所得再分配機能を実現している。

このように公的年金制度には共通する側面がある一方、高齢化の実態や経済状況は国ごとに異なるため、公的年金の制度改革の内容やその改革のテンポは国ごとに相違している。日本、ドイツ、イタリアでは、人口減少にはまだ至っていないものの、出生率が低水準で推移しているため将来の被保険者数の減少を考慮しながら、公的年金の給付と負担を考えていかなければならない。これに対して、アメリカ、カナダ、オーストラリアでは、高齢化率は上昇しているものの、出生率は上記の国々に比べて高いため、被保険者数の減少を憂慮する状況ではないが、ベビーブーマーの引退による年金給付増大に対応する必要性は避けられないため、年金改革の検討が進められている。スウェーデンでは、かつて低水準だった出生率が女性労働力率の上昇とともに回復し、最近になってまた低下したことに見られるような人口変動を経験している。このため、このような変動があっても拠出と負担の関係が世代間で異ならないようにするための改革が行われた。

我が国の 2004 年年金改革でも、世代間の公平性に配慮して、保険料の上昇を抑え、2017 年以降保険料を固定する一方、負担の範囲内で給付とのバランスがとれるように、給付を賃金上昇率などの経済的要因のみならず人口変動も考慮して年金額をスライドさせるマクロ経済スライドが導入された。ただし、厚生年金の標準的な年金給付額は、現役世代の平均収入の 50% 以下とならないようにすることとし、この条件を満たしながらおおむね 100 年の間で総拠出額と

<sup>1</sup> 本稿の 2 節の図表作成については、サリディナンター・プーチット氏（一橋大学大学院経済学研究科）の協力を得た。また 5 節の図表作成については、佐藤格氏（国立社会保障・人口問題研究所研究員）の協力を得た。お礼申し上げたい。もちろん、本稿における見解は筆者ら個人のものであり所属機関のものではないこと、及びあり得べき誤りは筆者らの責任にあることを付記したい。

総給付額のバランスがとれるように保険料を引き上げることとなった<sup>2</sup>。

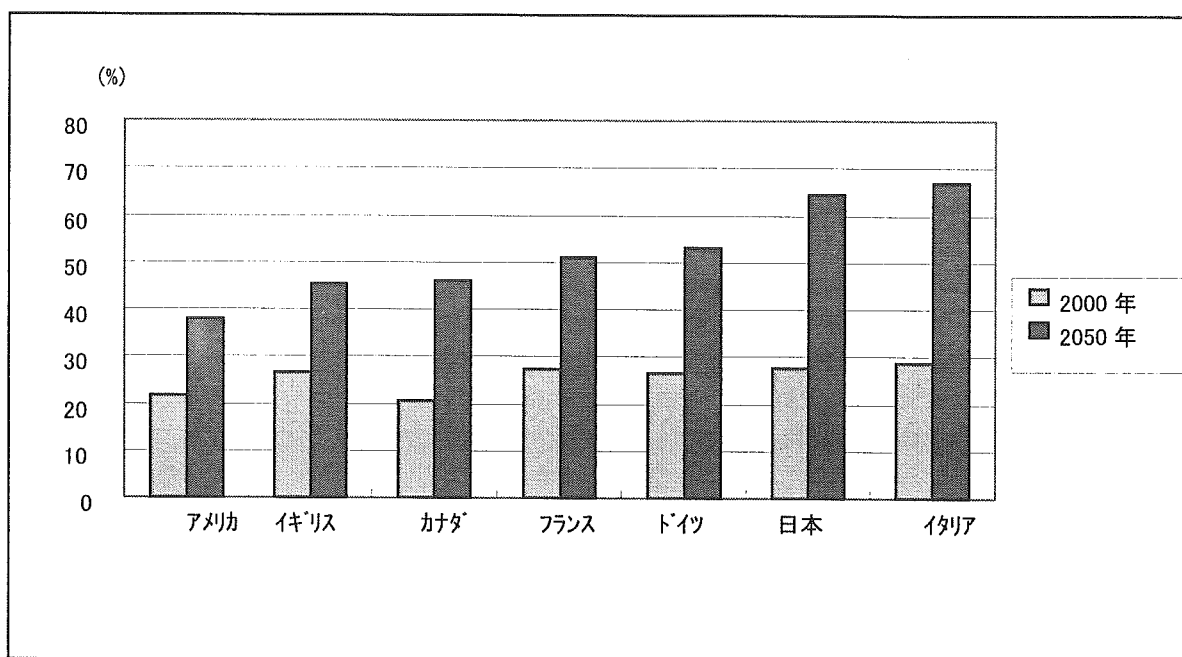
この章では、先進諸国における給付と負担の在り方をめぐる年金改革の動向、経済成長との関係、所得再分配機能について分析する。

### 1. 高齢化の進展と年金改革の選択肢

図1は、OECDの試算で、G7国の2000年から2050年にかけての老年従属人口指数（65歳以上の人口を20歳から64歳までの人口で除した値）を算出したものである(Casey et.al. 2003)。推計では、今後半世紀にわたりこの指数は、OECD諸国全体では16%から38%へと増加することが見込まれている。

図1に見られるような高齢化の進展に対して、賦課方式を基本的な財政方式としている公的年金をもつ先進諸国において、公的年金の持続可能性が議論されることは当然のことである。高齢化率の上昇は、高齢者に対する給付水準をこれまでどおりの基準で支給するとすれば、現役世代の負担は上昇する。給付水準の維持を志向する年金改革をすれば、それを可能にする諸条件を整える必要がある。一つのアプローチは、将来的な人口構造を変えるように人口動向を促すことである。これは、出生率の上昇と移民の大規模な受け入れのいずれかあるいは両方によって実現されるものであり、政策的には将来的な労働人口の増大が意図されている。

図1 G7諸国の老年人口指数（2000年と2050年）



出所 Casey et.al.(2003)

先進諸国の経験から見れば、出生率の上昇は実現が非常に困難である。この方法は、出生率が上昇した直後の短期的な段階では、年少人口も増加するため、従属人口比率を上昇させることにもなる。ヨーロッパ諸国は、男女共同参画と家族政策等を推進することにより、出生率の上昇に影響する施策を試みたが、出生率が一時的に上昇するという結果はいくつかの国々で見

<sup>2</sup> 2004年の年金改革では、厚生年金の保険料率は、2004年改正前13.58%、2004年10月から毎年0.354%引き上げ、2017年度以降18.3%とする。国民年金の保険料は、2004年改正前13,300円、2004年10月から毎年280円引き上げ、2017年度以降16,900円（2004年度価格）とすることとなった。

られたが、各国共通のトレンドまでには至っていない。一方、アメリカは、先進諸国の中で出生率が高いが、OECD が発表している 2001 年の社会支出において、「家族」分野の支出が、欧州諸国や日本よりも低いことからもうかがえるように、働く女性全般を支援するための保育サービスを充実させるなどの政策は採っていない<sup>3</sup>。出生率の上昇は子どもをサポートするための支出を増加させるが、その増加は子供が就業するまでの間であり、高齢化の進展による年金給付総額の増加と異なり、その影響は何十年にもわたるものではない。これとは対照的に、移民の割合が上昇することは、移民希望者が生産年齢から選択されるのであれば、従属人口数は変わらないため、これに対する社会保障負担の生産年齢人口一人当たりの費用を直ちに減少させるものである。各国は、移民の受け入れについては見解が異なる。現実には、移民受け入れの政策はそれが歓迎されるか、あるいは少なくとも許容可能な場合において実現可能である。

もしも各国が将来的な人口の年齢構造を変えることができない場合には、公的年金制度の財政運営を健全に行いながら高齢者の所得保障に対処していく選択肢は、基本的には 3 つである。(1) 現在就労している労働者に対する年金保険料（あるいは税）か、給付の増加部分に対して税財源を追加的に投入しそのための税負担を引き上げること。(2) 許容されるレベルまで年金給付の支出を抑制すること。この政策の別の形として、就労可能な時期の高齢者への年金給付をゼロにするという意味で、年金支給開始年齢の引き上げという方法がある。(3) 現在、年金加入の対象外となっている人々（無業者や所得が抛出の下限以下となっている人々など）の労働力率を高め、収入が増加するように、これらのグループに対して政府が施策を施して、抛出への貢献を促進すること。欧米では、就業率の低い層のひとつに高齢者層がある。また、成人女性の労働力率が低い国々もある。

先進諸国の公的年金改革に共通して見られることは、これら 3 つのアプローチを組み合わせた政策をその改革の個別項目として取り入れていることである。先進諸国のうち、1990 年代後半以降の年金改革では、ドイツ、フランス、カナダにおいて保険料率の引き上げが実施され、日本の 2004 年の公的年金改革でも 2004 年度から段階的に保険料率の引き上げが決められた<sup>4</sup>。同時に、保険料率の引き上げが過大にならないように、年金給付の所得代替率の見直しも進められてきた。また、日本は高齢者の労働力率が比較的高いが、その他の先進諸国の中には、早期あるいは標準的な退職年齢後の就業を促進するために、高齢者の失業対策プログラムを導入した国々もある（Kalisch and Aman 1998; Casey et al. 2003）。

## 2. 経済成長と公的年金改革

先進諸国の公的年金制度は、基本的な財政方式が賦課方式であるため、経済成長は公的年金の持続可能性を高める。すなわち、経済成長の結果、GDP が増加すれば、たとえ所得分配率と保険料率が一定でも、賃金所得の増加に伴う保険料収入の増加により、年金給付の拡大が可能になる。また、経済成長による現役世代の実質的な賃金上昇は、増加する年金受給者への給付をまかなう保険料率の引き上げの余地を大きくする。したがって、先進諸国の公的年金改革には、何らかの形で経済成長への配慮が見られる。

経済成長は、労働力の増加、資本ストックの増加、そして技術進歩率の上昇によってもたらされる。近年の成長論（内生的成長論）によれば<sup>5</sup>、技術進歩率は、労働力に占める技術者数や R&D 投資によって促進されるので（Jones(1998)）、労働力人口の伸び率がかつてよりも低

<sup>3</sup> むしろアメリカでは、貧困家庭の児童への扶助（Temporary Assistance for Needy Families:TANF）や児童扶養控除に重点を置いた再分配政策を通じた家族への支援を行っている。このような特徴はイギリスにも見られ、アングロ・サクソン諸国は、家族制政策の類型において家族主義的・不介入モデルと呼ばれている（阿藤(2000)）。

<sup>4</sup> 2004 年の年金改革における保険料引き上げスケジュールについては、注 1 を参照。

<sup>5</sup> 内生的成長理論の全体像を把握するには、Jones(2002)、Barro and Sala-i-Martin(2002)、Weil(2004)、Aghion and Howitt(1998)などを参照されたい。

いとしても、技術者数や R&D 投資を促進する条件が多様な政策の組み合わせによって可能になれば、少子高齢化が進んでも経済成長は続くことが期待される。ただし、技術者の労働供給を喚起するためには手取り賃金が伸びることが望ましく、また R&D 投資の資金調達を容易にするためには企業が内部留保することを可能にする余地を残しておく必要がある。このような年金改革における対応が、保険料率の引き上げにある程度上限を設けることである。

スウェーデンでは、1998 年の年金改革法に基づいて、従来定額の基礎年金とこれに加えて支給される報酬比例年金とからなっていた公的年金制度が、2001 年から所得比例年金（ただし、所得比例年金が低い場合には最低保障年金が支給される）に改められた。そして、所得比例年金の保険料率は 18.5%に固定され、この保険料率のうち 16%の部分は、賦課方式で運営されるものの各人の年金給付額が拠出した保険料総額とみなし運用利回りに基づいて算定される「概念上の拠出立て」年金に当てられる。一方、残りの 2.5%は民間の運用機関もしくは国の機関で運用するか各人が選択できる積立方式の年金に当てられることとなった。

1998 年のイタリアの年金改革では、このようなスウェーデンの「概念上の拠出立て」年金の考え方を、従来の分立していた年金制度を統合した新年金制度に適用し、保険料率を被用者の場合 32.7%に固定した。保険料率がこのように高いのは、イタリアは先進諸国の中でも少子高齢化が最も進んでいることを反映している。年金給付は、改革以前、現役時代の報酬額と拠出年数に所得代替率を一定にするための調整係数をかけて決めていたのに対して、98 年の改革以後支給開始となる場合には、名目 GDP の成長率により再評価した各年の拠出を被保険者期間について合計した額に基づいて算定されることとなった。

2001 年のドイツの年金改革では、保険料率上昇の抑制と(引退後の)適切な生活の保障とを目的として、改革後の保険料率を 22%とし、年金の給付水準の調整方法を修正グロス賃金スライドに改めて所得代替率を 67%に引き下げることが実施された。また、支給開始年齢は、将来的には 65 歳に引き上げられることとされた。保険料率が固定されたことにより、高齢化率の変動により年金給付総額が変動して拠出総額と乖離する場合に対処する方法として、改革以前の補助すなわち付加価値税収入の一部から連邦補助を行うことに加えて、環境税収入からも追加的な連邦補助を行うこととなった。

アメリカにおいても、ベビーブーマーの引退により年金給付総額が急増することに対処するために、クリントン大統領によって、1997 年に、社会保障税率（社会保険方式による年金制度の保険料率に相当するもの）を増加させて現行の賦課方式の年金制度を維持する案と、賦課方式部分の税率を現行水準のまま維持する代わりに、その税率では将来の給付が減少することを補うために積立方式の年金制度を賦課方式年金に加える二つの案が示された。後者のうち、一つは、賦課方式年金を賄うための社会保障税率に加え 1.6%の社会保障税率を上乗せし、信託基金が資産運用を管理する確定拠出型の個人年金勘定を設ける案であり、もう一つは 12.4%の社会保障税率のうち 5%の税金を財源とする確定拠出型の個人年金勘定を設ける案である。

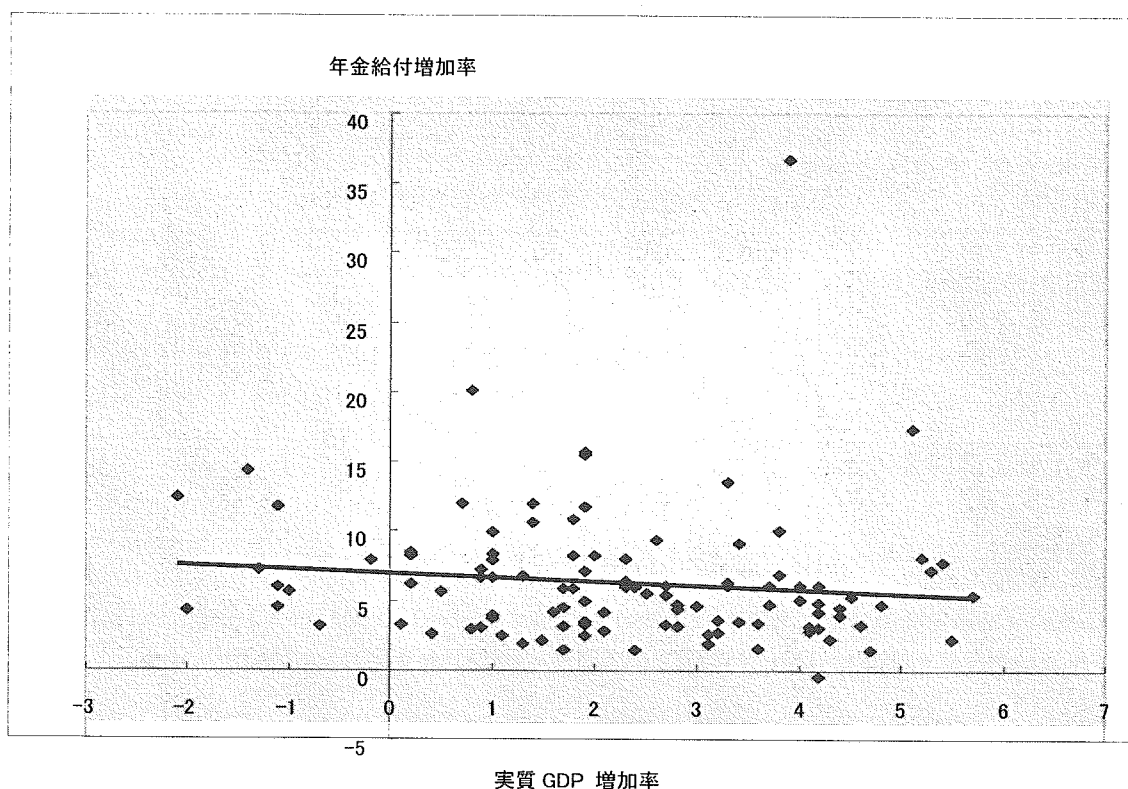
これらの年金改革案は、信託基金の積立金が 1990 年代後半以降の経済成長による税収増に伴い増加したことから改革の気運が弱まり、実現していない。ただし、ブッシュ大統領は、積立方式の部分の公的年金制度に組み入れることは政府の検討課題とし、2001 年 12 月に三つの改革案を提示した<sup>6</sup>。第 1 案は、社会保障税の本人負担分の 2%を拠出し、この拠出に基づく部分を個人勘定に移して個人で運用する案であり、第 2 案は、社会保障税の本人負担分の 4%（上限 1000 ドル）を個人勘定に移して、個人で運用する案である。これらの案では現行の社会保障税率の範囲内で積立部分も賄うことになるのに対して、第 3 案では、社会保障税とは別に新たに個人が 1%拠出し、政府は社会保障税のうち 2.5%（上限 1000 ドル）分をマッチング拠出して、これらを併せて個人勘定に移して個人で運用することが提案されている。どの改革案も、賦課方式で賄う公的年金の部分については、そのための社会保障税率を現行水準のままとすること(固定すること)では、共通している。

<sup>6</sup> より詳しくは、府川哲夫(2003)を参照。



わが国の年金改革においては、年金財政を均衡させるべく定めた(長期の)一定期間内で給付総額と拠出総額がバランスする有限均衡法式が採用され、基礎年金の国庫負担の割合を 1/3 から 1/2 に引き上げることを前提に、厚生年金では、年金給付が現役世代の平均所得に占める割合(所得代替率)を 50%以上の水準としつつ徐々に見直していく。一方、先に述べたとおり、2004年度から保険料率を徐々に引き上げ2017年以降は厚生年金保険料率を 18.3%に固定することが決められた。

図2 年金給付総額の対前年変化率と経済成長率(実質 GDP の対前年変化率)



出所 OECD Economic Outlook 各年版, OECD(2005) Pension at a Glance より筆者作成  
注) 図注の傾向線は最小自乗法による推定に基づく。より詳しい推定結果は表1を参照。

このように、保険料率を現時点かあるいは将来において固定することは、先進諸国の年金改革において共通に見られるものである。図2は1990年以降2001年までの間の年金給付の対前年変化率と実質GDPの成長率(対前年変化率)<sup>7</sup>との関係を、これらの値がOECDのデータとして得られる国々(オーストラリア、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、日本、韓国)についてグラフで示したものである。このグラフでは、年金給付の伸び率が高いと、わずかな程度であるが経済成長率が低くなる傾向が見られる。

この傾向は、年金給付の対前年変化率を説明変数とし、実質GDPの成長率(対前年変化率)を被説明変数とする固定効果モデルの推定結果<sup>8</sup>から確かめられる。年金制度は、高齢者の消

<sup>7</sup> 2001年のGDP成長率は、オーストラリア2.7%、アメリカ0.5%(2000年は3.7%)、イギリス2.1%、イタリア1.7%、カナダ1.9%、スウェーデン0.9%(2000年は4.3%)、ドイツ1%、フランス2.1%、日本0.4%である。

<sup>8</sup> 推定期間は1990年から2001年まで。韓国については制度変更があったためそのダミー変数を含

費を通じて GDP を増加させるプラスの影響と引退後の貯蓄と年金との代替が生じる場合の資本ストックへのマイナスの影響を及ぼすため、年金給付の増加と経済成長率との関係は先験的には決まらない。経済成長率には各国の生産構造や生産性を反映して国ごとに異なるトレンドがあることを考慮した上で、年金給付と経済成長率の関係を推定した結果が表1である。表1の固定効果は、各国間で経済成長率のトレンドに相違があることを示唆している。こうした各国の経済成長率の影響を踏まえた上で、年金給付の伸び率が実質 GDP の成長率に及ぼす影響は、年金給付上昇率と1期前の年金給付上昇率の係数からわかる。年金給付上昇率の係数は小さいもののマイナスの符号を示しているが、1期前の年金給付上昇率の係数がプラスであることは、年金給付の伸び率が高いほど実質 GDP の成長率は鈍くなる傾向があるものの、その影響が持続して経済成長率がマイナスになるほど大きいものではないことを示唆している。

表1 年金給付率の上昇と実質 GDP 成長率との関係（固定効果モデルによる推定）

| 被説明変数: 実質GDP成長率 |         |        |       |       |       |
|-----------------|---------|--------|-------|-------|-------|
| 説明変数            | 係数      | t値     |       |       |       |
| 年金給付上昇率         | -0.0686 | -2.491 |       |       |       |
| 1期前の年金給付上昇率     | 0.0359  | 1.274  |       |       |       |
| 固定効果            |         | 1      | 2     | 3     | 4     |
|                 |         | 3.421  | 2.975 | 2.001 | 1.941 |
|                 |         | 6      | 7     | 8     | 9     |
|                 |         | 1.581  | 5.762 | 1.969 | 2.437 |
|                 |         |        |       |       | 3.137 |
| 自由度修正済み決定係数     | 0.195   |        |       |       |       |
| ダービンワトソン比       | 1.587   |        |       |       |       |
| 対数尤度            | -229.59 |        |       |       |       |

出所 筆者推定

注) 固定効果の欄の番号は国を示す。1:オーストラリア、2:カナダ、3:フランス、4:ドイツ、5:イタリア、6:日本、7:韓国、8:スウェーデン、9:イギリス、10:アメリカ。

したがって、保険料率の水準を固定することとその保険料率で財政収支を長期的に均衡できる範囲内に年金給付を見直していくことは、少子高齢化が進むもとでの公的年金制度の持続可能性と経済成長との両立を図る一つの方法であることが理解できる。

### 3. 給付水準の見直しとその限界

年金給付の見直しについては、現在の年金受給者に対して直ちに給付額を改定することもその選択肢の一つとしてありうるものではあるが、民主政治において、こうした政策的転換が採用されることは稀である。ほとんどの公的年金制度においては、同じような稼得記録を有する労働者たちは、同じような引退収入を受け取ることが期待されている。アメリカ等では、年金改革を実施する担当者と議会との間の政治的緊張のために、公的年金制度の改革過程の打開策は、非常に緩慢に、また長々とした政治的論議を経た後でなければ打ち出されない。この議論には、抛出者と受給者の双方が加わるため、この二者の集団の利害の間の妥協が年金改革案には反映される傾向が見られる。このように抛出率と給付水準が政治的議論を通じて段階的な変化に落ち着くことは、次のような二つの効果を持つ。一つは、思いがけない経済発展の影響は、その時受給者であったコーホートだけでなく労働者であるコーホートを含めた、多数のコーホートに分散される効果をもつ。また、年金改革を時間をかけて実施することは、段階的な小額

めた。ランダム効果モデルも推定し、ヘックマンの検定法により比較した結果、固定効果モデルを用いることとした。なお、年金給付対前年増加率が30%以上の点があるのは、制度変更によるものなので、ダミー変数によりこの影響をコントロールした上で推定を行った。

の給付の見直しであっても、結果的には高齢者ひいては年金受給者が増加しても年金支出総額の伸びの削減につながる可能性があることを示唆している。人口の年齢構成、年金給付の算定方式、受給資格の変化を考慮した Casey et al.(2003)の推計によれば、2000年と2050年を比較すると公的年金支出はイタリア以外のG7諸国すべてで増加するが、GDPに占める公的年金支出の割合の伸びは、老年人口指数の伸びと比較すれば、小さいという結果が得られている。

G7の殆どの国では、このように年金給付総額の伸びは緩慢となることが予測されているが、これは、年金給付の算定方式と受給要件資格における改革の結果である。Casey et al.(2003)は2000年以降50年間の平均賃金に占める年金給付の割合がどれだけ減少することが見込まれるかを予測している<sup>9</sup>。その推計によれば、公的年金の所得代替率は、イタリア、イギリスでは30%かそれ以上、フランスとドイツではそれぞれ21%と13%ほど下落することが見込まれる。イギリスでは、平均給付額の減少が非常に大きいことから、公的年金支出のGDPに対するパーセンテージは、実際に減少するとみられる。年金給付の減少は、賃金あるいは物価の変動に伴うあるいはこれに人口の高齢化の要因を考慮したスライド方式を給付の見直しに採用したことによるものであり、また、年金の算定に用いられている稼得年数の増加、そして満額年金を受給するために必要とされる年金支給開始年齢の引き上げなどによって達成される。

確かに、これらの方法で年金給付の見直しは可能ではあるが、すべての年金受給者に対して比例的に給付カットすることは道理にかなっていないとはいえない。公的年金は多くの引退者にとって主要な収入源となっており、所得分布の平均所得以下の水準に位置する所得階層の高齢者にとってはとりわけ重要な収入源となっている。(Borsch-Supan and Reil-Held 1998)。貧困ラインをわずかに上回る程度の収入があるに過ぎない高齢者の数は多く、この点を考慮すれば、公的年金の給付を一律に見直すことは高齢者の貧困を増大させる可能性があるため、政府はこのような方法を採用することはできない。高齢者の貧困はG7諸国においてすでに深刻な問題となっている。したがって、年金改革においては、公的年金が所得格差に及ぼす影響とその意義について考慮する必要がある(Feldstein and Liebman(2002), Gruber and Wise(2004))。

#### 4. 所得格差に対する公的年金の役割

所得格差に対する公的年金の影響を、先進諸国の改革動向と対比して考察するためには、所得格差の実態についての国際比較が必要である。しかし、橘木(1998)や大石(1999)が指摘するように、所得格差の国際比較は容易ではない。その理由として、所得は、①世帯単位と個人単位のどちらで把握するのか、②どの段階の所得(当初所得か可処分所得か)を把握するのか、③年収なのか月収なのか等について、各国の統計でそれぞれの基準があり、これらを統一することが困難なためである。このような困難を克服して、所得格差の国際比較を行うため、OECDでは1996年と2004年に、各国の協力のもと可能な範囲で所得の定義を統一したものに近づけつつ、そのように調整加工された各国の所得データを用いて所得格差指標を推計するプロジェクト研究が行われた。1996年の国際比較研究では、分析の対象国は12カ国であったが、2004年の国際比較研究では26カ国に上っている。この成果はOECD(2005)として公表されている。

OECD(2005)の国際比較研究では、年齢階層全体の所得格差の動向に加えて、現役世代(18歳~64歳)と高齢者(65歳以上)それぞれの所得格差の動向に関する分析が行われている。まず、年齢計の所得格差を、2000年及びこれに近い年次における各国のジニ係数の推計結果に基づいて比較すると(図3<sup>10</sup>)、OECD諸国平均は0.306であるのに対して、北欧及び中欧・

<sup>9</sup> これには、G7諸国における実質平均賃金に対する実質年金支出の割合がどれだけ減少するかの試算が含まれる(Casey et al. 2003; Dang et al. 2001)。推計結果は、各国の現行法または年金改革案のもとで計画された年金の所得代替率の低下におおむね比例している。

<sup>10</sup> 図3の注) この図で用いられている所得の概念は世帯規模を世帯数の平方根で調整した等価可処分所得である。ジニ係数は、通常用いられる小数点表示ではなく100倍した値で示している。データは、ベルギーとスペインは1995年であるが、その他の国々は2000年ないしその前後の年

東欧諸国（オーストリア、チェコなど）ではジニ係数が低く（0.26 以下）、アングロ・サクソン諸国は 0.30～0.36 の間にある。日本はアングロ・サクソン諸国の中位にあり、26ヶ国全体でも平均的な位置にある。時系列で見ると、1990年代半ばから2000年にかけて、所得格差に変化がないか緩やかな上昇している国が多い。日本は後者に該当する。

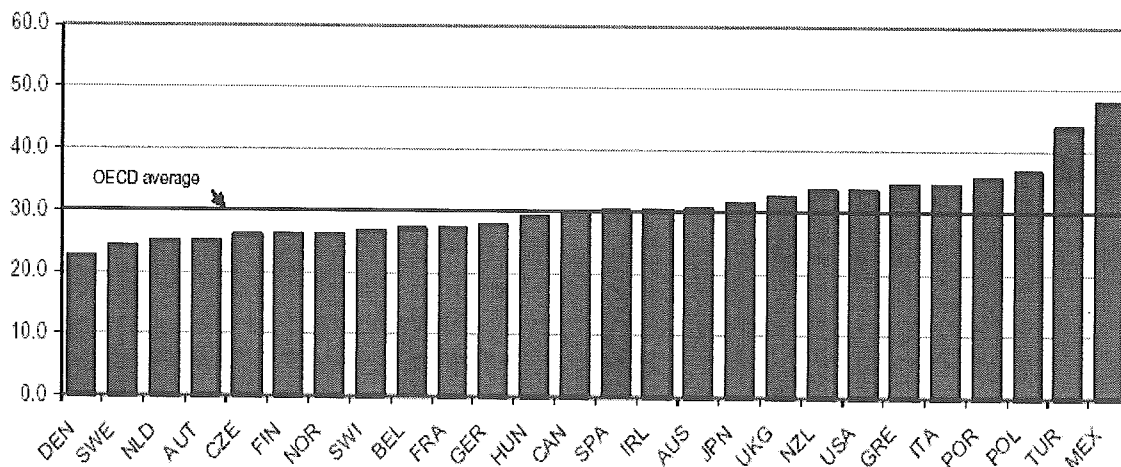
現役世代の所得格差を、2000年及びこれに近い年次におけるジニ係数の推計値で比較すると、年齢総数でジニ係数の大きい国は大きく、それが小さい国は小さいという意味で、年齢総数のそれと同様の傾向を示している。ただし、90年代からの変化を見ると、26カ国平均で1.7%程度ジニ係数が上昇しており、所得格差への注目が各国で高まっていることが理解できる。

これに対して、OECD諸国平均の高齢者のジニ係数(0.295)は、年齢総数のジニ係数(0.306)よりも低い(図4)<sup>11</sup>。高齢者のジニ係数が年齢総数よりも低い国々が多く、また高齢者のジニ係数が低下した国々があること背景には、高齢者の所得源において公的年金等の社会保障給付が相当なウェイトを占めており、これが所得再分配効果を発揮していることがあげられる。

高齢期は就労から引退過程にはいるため、所得源として社会保障給付と財産所得の役割が大きくなる。OECD加盟国の平均では、前者は所得の6割、後者は3分の1を占めている。社会保障給付と財産所得がどの所得階層に分配されているかを、加盟国全体の疑似ローレンツ曲線で見ると、社会保障給付は所得が均等に分配された45度線の近くに位置しているが、財産所得は大きな弧を描いている。その程度は可処分所得よりも大きい(図5)。そのため、社会保障給付は中低所得層で手厚く分配され、財産所得は高所得層に多く分配されていることが分かる。したがって、社会保障給付は再分配効果を発揮していることが理解できる。ただし、社会保障給付の中に現役時代の所得水準を反映する部分がある場合、現役時代の所得格差が高齢期になっても持ち込まれることがある点に留意する必要がある。

図3 OECD諸国の所得格差：ジニ係数

Figure 1. Gini coefficients of income concentration in 26 OECD countries, most recent year



Note: The income concept used is that of disposable household income, adjusted for household size ( $e=0.5$ ). Gini coefficients multiplied by 100. Data refer to year around 2000, except for darker shaded countries (year around 1995).

Source: computations from OECD questionnaire on distribution of household incomes (2004, forthcoming).

出所 Foster and MiraDercol(2005)

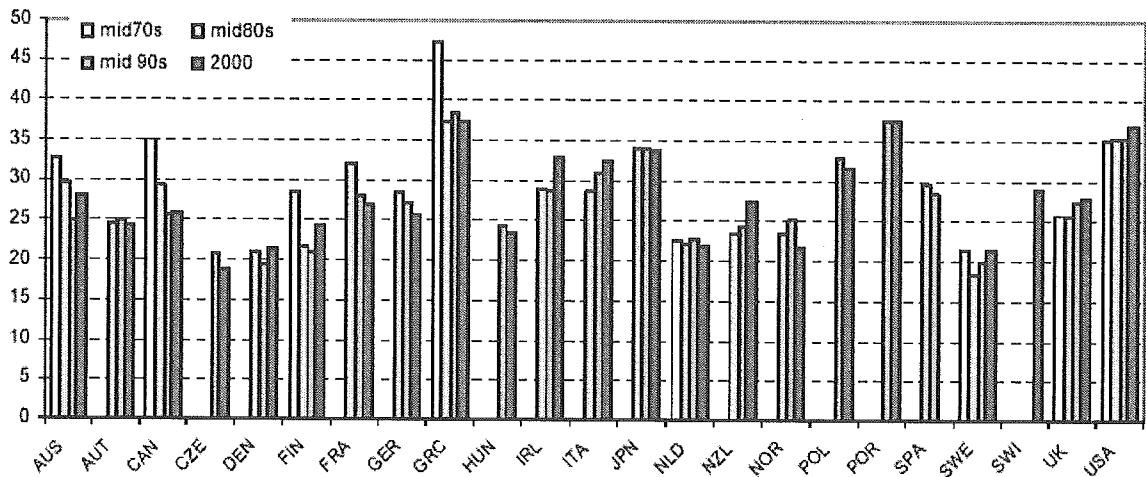
(URLにおける図の所在 <http://www.oecd.org/dataoecd/48/9/34483698.pdf>, p. 10)

のものである。

<sup>11</sup> 図4の注) 図3と同様。

図4 OECD 諸国の高齢者の所得格差：ジニ係数

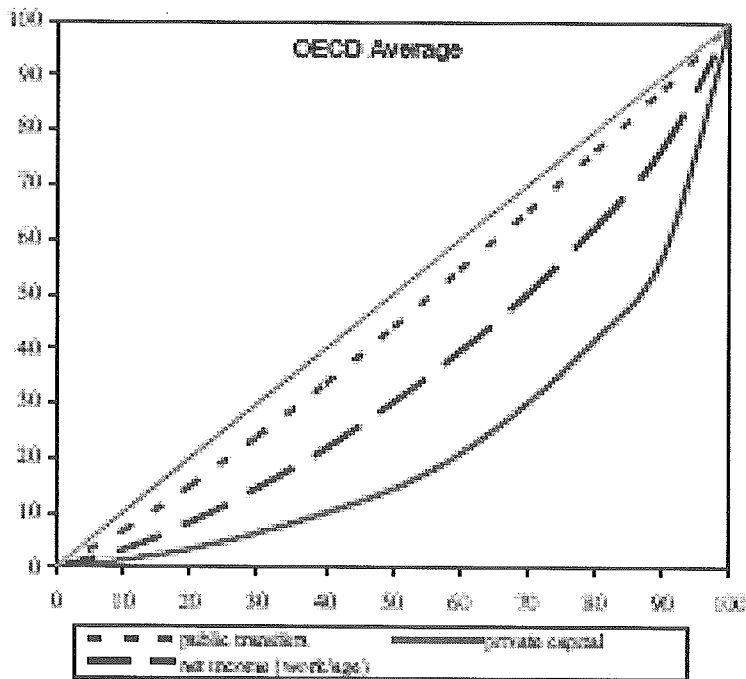
Figure 24. Gini coefficient of income inequality among the elderly



出所 Foster and MiraDercol(2005)

(URL での図の所在 <http://www.oecd.org/dataoecd/48/9/34483698.pdf>, p. 42 上のグラフ)

図5 現役世代から高齢者への所得移転と財産所得及び現役世代の所得のローレンツ曲線 (OECD 諸国平均の場合)



出所 Foster and MiraDercol(2005)

注) 線の短い破線 (青い破線) : 公的所得移転の所得分布を示すローレンツ曲線、線の長い破線 (黒い破線) : 現役世代の可処分所得を示すローレンツ曲線、赤い線 : 私的資本所得の所得分布を示すローレンツ曲線。(URL における図5の所在 <http://www.oecd.org/dataoecd/48/9/34483698.pdf>, p. 47 左上の OECD Average のグラフ)

## 6. 公的年金の再分配効果

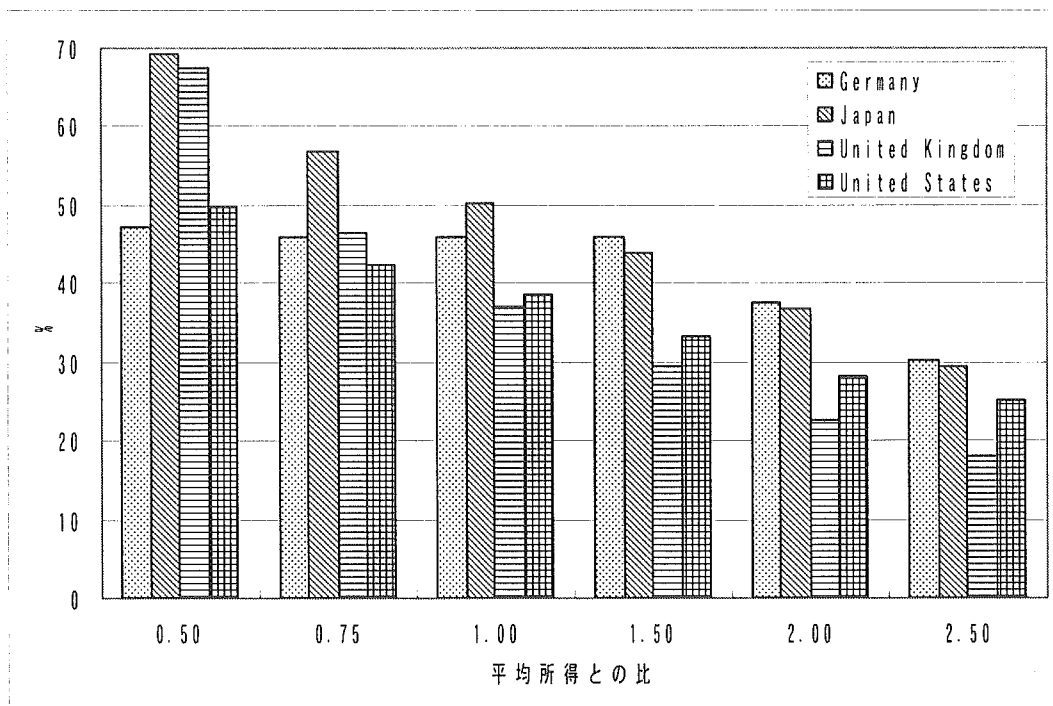
公的年金は社会保険という性格をもつため、拠出に応じた給付を受けることになるのは当然である。しかし一方で、5節で見たように、引退後の高齢者の所得格差に対して公平性の観点から、公的年金給付は再分配効果をもつことも求められている。ここでは、OECDによる公的年金の機能の分類として指摘されている公的年金制度における再分配効果は、それが実際にあるのかどうか、そしてあるとすればどの程度の効果なのかを考察する。

確かに、公的年金給付が再分配効果をもつことは、拠出に応じた給付という原則が崩れることを意味するため、所得の高い個人にとって、公的年金に加入するインセンティブを阻害する要因となる。また、ライフサイクル仮説によれば、生涯にわたる消費をスムーズにすることが合理的であるため、所得が高く、消費水準も高い個人にとっては、引退後も高い消費水準を求めることになる。このとき、引退後の生活は公的年金給付だけでは必ずしも満たされないことになるため、本人の選択による企業年金が重要な役割を果たすことになる点に留意する必要がある。

以下では、こうした企業年金の補完的役割があることを留意しつつも、公的年金給付が再分配効果をもつかどうかということに焦点を当てて分析する。

図6は、OECDのデータに基づき、日本、ドイツ、イギリス、米国4か国の公的年金について所得階層別の所得代替率を比較したものである。このグラフからは、所得の低い者ほど所得代替率が高くなっており公的年金が所得再分配効果を有するといえる。

図6 各国の所得階層別の所得代替率の比較



注：ここでの「所得代替率」は、個人の生涯にわたる平均所得に占める年金給付の割合を意味している。横軸は各個人の平均所得の値を示しており、全体の平均の何倍の所得を得ているのかということを表している。また年金給付額は、現時点で制度に加入し、年金支給開始年齢まで働いたと仮定して計算している。

出典：OECD(2005) “Pensions at a Glance”

日本については、年金制度の再分配効果をより具体的に見るために、「所得再分配調査」(平成8年度・11年度・14年度)の再集計結果を利用して、雇用者所得のジニ係数と公的年金給付

のジニ係数を推計した。(なお、年金受給者については、65歳で年金を受給していると想定している。)

雇用者所得と公的年金給付のジニ係数の比較においても、表1(日本)にある通り、雇用者所得のジニ係数は公的年金給付のジニ係数よりも高い値となっており、公的年金給付による所得の再分配効果が認められるという結果が得られた。なお、女性の公的年金給付のジニ係数は平成11年に一旦上がるが、平成14年には低下傾向にある。これは老齢厚生年金の受給権を持つ女性の数が増加していることの効果が強く出たためと考えられる。

表1 日本における雇用者所得と公的年金給付のジニ係数

|       |    | 男女計    | 男性     | 女性     |
|-------|----|--------|--------|--------|
| 平成14年 | 賃金 | 0.4166 | 0.3431 | 0.4306 |
|       | 年金 | 0.2660 | 0.2472 | 0.2331 |
| 平成11年 | 賃金 | 0.4085 | 0.3321 | 0.4104 |
|       | 年金 | 0.2640 | 0.2256 | 0.2526 |
| 平成8年  | 賃金 | 0.3985 | 0.3219 | 0.3980 |
|       | 年金 | 0.2390 | 0.2104 | 0.2086 |

注：女性の公的年金給付のジニ係数は平成11年に一旦上がるが、平成14年には低下傾向にある。これは女性の老齢厚生年金受給者の数が増加していることの効果が強く出たためと考えられる。

出典：「所得再分配調査」(平成8年度・11年度・14年度)の再集計に基づき筆者作成。

図6と表1のような効果が生じる制度的背景をみても、先進諸国の公的年金制度は多くの国において再分配的な要素を取り入れているということがわかる。具体的には以下の通りである。

まず日本については、厚生年金は標準報酬の上限と下限が存在し、月額98,000円から620,000円の30等級に分類されている。報酬月額が101,000円を下回る場合には98,000円、605,000円を上回る場合には620,000円が標準報酬月額となるため、従前の労働所得に完全に比例した形での公的年金給付は行われていない。さらに定額の国民年金も存在するため、これがさらに再分配効果を高めていると考えられる。

次にアメリカの場合であるが、アメリカではバンドポイント制という制度があり、基本年金額(PIA)は以下のように計算される。

$$\text{PIA} = (\text{AIMEの最初の455ドルまでの90\%}) + (455\text{ドルを超えて2741ドルまでのAIMEの32\%}) + (2741\text{ドルを超えるAIMEの15\%})$$

また、ここで計算に使われるAIME(Average Indexed Monthly Earnings)とは、年金額算定に使用される指標であり、21歳到達の翌年から62歳到達までの算定期間中における適用対象者の収入を再評価した値のうちもっとも低い5年間分を除いた合計額を算定期間で除算することにより求められる。このAIMEを用いた上で、上式のようにPIAが計算されるため、高所得者に対する年金給付は減額されることになり、再分配効果が発生していることがわかる。

イギリスも日本と類似する基礎年金が存在する。また所得比例部分については、週89ポンドの下限所得額、週525ポンドの上限所得額というように、算定に使用される所得に上限と下限が存在する。所得比例年金(State Earnings Related Pension Scheme, SERPS)の額は、所得の多かった20年の平均所得額の25%として算定されることになる。これに基礎年金部分を加えたものが公的年金受給額となるため、公的年金給付にはやはり再分配があることになる。

ドイツの公的年金は原則として所得比例的となっているが、保険料算定報酬限度額と呼ばれる、給付の上限を設ける仕組みが存在する。旧西ドイツ地域では月5200ユーロ、旧東ドイツ地域では月4400ユーロが上限となっている。また僅少労働しか行わない被用者は年金保険の加入義務が免除されており、さらに自営業者については保険料の算定基礎として月額400ユーロの下限が存在する。

## 7. むすび

近年、先進諸国の公的年金改革では、高齢化の進展に対して、賦課方式を年金財政の主たる財政方式としながらも、制度の持続可能性と経済成長との両立を図るために、積立方式の考え方や積立方式を部分的に含む構造へ変更することが試みられている。保険料率を固定あるいは将来的に固定しつつ、拠出総額に見合うように給付水準を維持するように年金給付を見直す手法は、我が国のみならず、ヨーロッパ諸国の年金改革で採られている手法である。この場合、高齢者の貧困や所得格差が拡大しないようにすることが同時に求められる。一方、アメリカでは経済成長の一つの条件であるマクロ的な貯蓄率が低いことに対応するため、賦課方式の公的年金に積立方式を加えこれを個人勘定として資産選択を可能にする改革案が議論されている。我が国でも、近年、マクロ的な貯蓄率の低下が顕著になり、公的年金の拠出の源泉となる現役世代の所得を維持し増加させるために求められる経済成長を考慮して、貯蓄率の低下に何らかの対応を図る必要性が指摘され始めている。我が国の貯蓄率の低下傾向を直視するならば、中長期的には、賦課方式を主な財政方式としながらも、積立方式の要素を部分的に公的年金に組み合わせることは検討対象となる。

2004年の年金改革において、将来的には保険料率が固定され、これによる拠出総額に見合うように年金給付の見直しを行うとともに、その給付水準が一定の基準を下回らないようにすることとなった。この改革は、ヨーロッパ諸国と共通する特徴を持つ年金改革である。ただし、年金給付水準が見直されるとしても、その水準を検討する観点として OECD が重視している点が、公的年金の所得再分配効果である。OECD(2005)の所得格差の国際比較研究では、OECD 諸国では、所得格差の拡大が 1990 年代後半以降も続いているが、高齢者の所得格差を縮小する上で、公的年金の役割は重要な役割を果たしていることが指摘されている。

このように、先進諸国の公的年金改革の動向と我が国の高齢者の生活実態とそれに影響する多様な要因を考慮すると、公的年金制度が再分配の役割を担うことは、持続可能な財政運営とともに重要な視点である。

しかし、わが国の年金制度については、社会保障の一体的見直しの中で年金一元化論を含め幅広く議論が行われている。この議論の中には様々な課題があるが、この章では、これらすべての課題が取り上げられた訳ではない。最後に、取り上げられなかったいくつかの課題について言及しておきたい。

まず、短時間労働者への適用の問題である。『平成 17 年版 高齢社会白書』では、高齢者の中では単身女性の平均所得は夫婦世帯一人あたりの所得よりも低いことが指摘されている<sup>12</sup>。このような女性の年金給付の水準は、現役時の男女間賃金格差やパートタイム労働で働く女性が多いことと離婚・死別など多様な要因が関連しており、とくにパートタイム労働に対する厚生年金適用の拡大は次期年金改正に向けた検討課題となっている。

また、欧米諸国では、1980 年代後半から高齢者の選択を尊重した伸縮的引退(flexible retirement)を認める年金給付の支給が試みられたが、1990 年代には少子高齢化と高齢者の早期引退とが相まって年金財政が悪化し、伸縮的引退に対する反省から、高齢者の就業促進が再認識されるようになった。しかし、高齢者の就業を実現するには、企業の労働需要と高齢者の就業意欲を高める必要がある。企業の労働需要を喚起するためには、企業収益を確保する必要があり、企業の保険料負担や税負担を抑制するための社会保障財源の検討、設備投資を促すための貯蓄増加に向けた取り組みなどが求められている。他方、高齢者の就業意欲を高め、年金給付の支給開始年齢を引き上げる条件を整えるためには、高齢者の健康が多様であり就業でき

<sup>12</sup> 『平成 17 年版 高齢社会白書』第 1 章「高齢化の状況」第 2 節の 2「高齢者の経済状況」では、高齢者の個人所得の平均は、65 歳以上男性は 303.6 万円、女性は 112.4 万円と、女性は男性の 3 分の 1 強に過ぎず、所得のない者の割合も 65 歳以上の男性 4.4%に対し女性 16.5%と、女性が大きく上回っていることが指摘されている。図 1-2-15)。



ない人々もいることから、年金給付の在り方が就業行動に及ぼす影響と健康政策・医療政策が高齢者の健康や就業に及ぼす影響について検討していく必要がある。

#### 参考文献

- Aghion, Philippe and Peter Howitt(1998), *Endogenous Growth Theory*, MIT Press.
- Barro, Robert J. and Xavier Sala-i-Martin(2003), *Economic Growth*, 2<sup>nd</sup> ed., MIT Press.
- Bosworth, B.P. and G.Burtless(1998) "Population Aging and Economic Performance", in B.P.Bosworth and G.Burtless, eds. *Aging Societies: the Global Dimension*( Washington DC, Brookings Institution)
- Burtless G.(2002) "Does Population Aging Represents at a Crisis for Rich Societies?" Working Paper prepared for the American Economic Association (Washington DC, Brookings institution)
- Burtless, G.(2004) "Pension Policy in Developed Countries: Assesment of Alternative Reforms in Response to Population Aging", *The Japanese Journal of Social Security Policy*, Vol.3, No.2.
- Campbell,J.Y. and M. Feldstein(2001) *Risk Aspects of Investment-Based Social Security Reform* (Paris, OECD)
- Casey, B. et.al. (2003) "Policies for an Aging Society: Recent Measures and Areas for Further Reform", *Economics Department Working Paper No.369* (Paris, OECD)
- Feldstein, M and J.B.Liebman(2002) *The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform*(Chicago, University of Chicago Press)
- Foster, M.and MiraDercol, M.(2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s", *OECD Social, Employment and Migration Working Paper No.22* (Paris, OECD)
- Gruber, J. and D.A.Wise(1999) *Social Security and Retirement around the World*(Chicago, University of Chicago Press)
- Gruber, J. and D.A.Wise(2004) *Social Security Programs and Retirement around the World: Micro-Estimation*(Chicago, University of Chicago Press)
- Jones, Charles I.(2002), *Introduction to Economic Growth*, 2<sup>nd</sup> ed., W W Norton & Co.(香西泰訳「経済成長理論入門—新古典派から内生的成長理論へ」日本経済新聞社)
- Kalisch,D.W. and T.Aman(1998) "Retirement Income Systems: The Reform Process across OECD Countries", Working Paper AWP 3.4. (Paris, OECD)
- OECD(2005), *Pension at a Glance, Public Policies around OECD Countries*, 2005 Edition (Paris, OECD)
- Shoven, J.B.ed.(2000) *Administrative Aspects of Investment-Based Social Security Reform*(Chicago, University of Chicago Press)
- The National Social Insurance Board (2003) *The Swedish Pension System Annual Report 2003*
- Uebelmesser, S.(2004) *Unfunded Pension Systems: Ageing and Migration*(Amsterdam, Elsevier)
- 阿藤誠(2000)『現代人口学』(日本評論社)
- 麻生良文(2005)「公的年金改革：積立方式への移行」 野口悠紀雄編『公共政策の新たな展開』(東京大学出版会)
- 岩間大和子(2004)「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向—スウェーデン、イギリス

- の改革を中心に」『レファランス』平成 16 年 1 月号
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等』(日本経済新聞社)
- 金子能宏・小島克久・山田篤裕(2005)「所得格差の国際動向：経済協力機構の国際比較データから」『我が国の所得格差・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』平成 16 年度厚生労働科学研究報告書
- 権丈善一(2004)『年金改革と積極的社会保障政策』(慶應義塾大学版会)
- 小島晴洋(2003)「イタリアの年金改革」『欧米 6 カ国における年金制度改革の現状と課題』連合総研ブックレット No.4, (連合総合生活開発研究所)
- 駒村康平(2003)『年金はどうなる：家族と雇用が変わる時代』(岩波書店)
- 島崎謙治・宮里尚三(2005)「企業年金をめぐる国際的潮流と企業年金の役割・課題」『海外社会保障研究』第 151 号
- 新川敏光・ジュリアーノボリーノ編著(2004)『年金改革の比較政治学』(ミネルヴァ書房)
- 清家篤・府川哲夫(2005)『先進 5 カ国の年金改革と日本』(丸善プラネット)
- 高山憲之(2004)『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社
- 橘木俊詔(1998)『日本の経済格差』(岩波書店)
- 府川哲夫(2003)「OASDI の現状と Bush Commission」『高齢者の生活保障システムに関する国際比較研究』(厚生労働科学研究費補助金・平成 14 年度報告書)
- 樋口美雄・財務総合政策研究所『日本の所得格差と社会階層』日本評論社
- 堀勝洋(2005)『年金の誤解』(東洋経済新報社)
- 松本勝明(2004)『ドイツ社会保障論Ⅱ－年金保険－』(信山社)
- 宮島洋・連合総合生活開発研究所(2002)『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社

資産格差の国際比較  
—ルクセンブルク資産研究の動向—

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部室長

小島 克久

## 資産格差の国際比較—ルクセンブルク資産研究の動向—

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

### 1. はじめに

我が国では、所得格差の拡大感が浸透する中、資産格差についても議論がある。我が国では、高山（1980）、橘木（1989）、高山他（1989）、松浦（1993）、高山・有田（1994）等で土地保有を含む資産保有の不平等度が取り上げられている。最近では、大竹（2005）で金融資産格差を取り上げており、金融資産格差は 1984 年から 1999 年にかけて拡大傾向にあるとしている。国際比較については、高山他（1989）に言及があるものの<sup>1</sup>、各国のデータを全て入手し、資産の定義等を統一した形という意味での包括的な国際比較についてはあまり行われてこなかった<sup>2</sup>。その背景として、資産統計について、資産の定義等を統一し、国際比較を個票のレベルで行うことができるような枠組みが整っていなかったためである。そのような中、ルクセンブルク所得研究（以下、LIS）<sup>3</sup>では、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003 年から必要な検討を進めてきた。その結果、2005 年 12 月に一部の国について個票データベースの整備が済んだβ版が完成し、データが整備された国についての簡単な数値等が速報資料（以下、速報資料）として公表されたところである。

昨年度は、LWS の個票データ整備のための検討状況をまとめたところであるが、本論文では、そのフォローアップとして、その速報資料を元に資産格差の個票データベースの整備状況、個票データが整備された国の資産保有状況等について述べる。なお、我が国は LWS には参加していないため、同じ枠組みでの国際比較はできない。しかし、後者について、我が国のデータを参考資料として掲げることが可能な場合は、これを行うこととする。

### 2. ルクセンブルク資産研究(LWS)について

LWS は、LIS で行われている所得格差研究とは別の研究グループであり、2005 年 12 月現在で、カナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの 9 カ国の中央統計局や研究機関等が参加している。2004 年 12 月の時点の参加国は、カナダ、キプロス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカの 6 カ国であったので、その後フィンランド、ノルウェー、スウェーデンが参加したことになる。

LWS が創設された目的は、包括的な資産格差の国際比較を可能にするために、データベースの構築等を行うことである。現在公表されている速報資料は、2006 年公表予定のβ版と呼ばれる個票のデータベースに基づくものである。現在のβ版では、上記の 9 カ国の内、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカについて 1998～2002 年の個票データが整備されており、その他の国についても、1994～2002 年の個票データを整備して

<sup>1</sup> Wolf(1987),Atkinson-Harrison(1978)を引用しながら、資産保有額のジニ係数はアメリカで 0.72（1983 年）、イギリスで 0.78（1972 年）に対し、我が国は 0.52（1984 年）であり、我が国の資産格差は米英よりも小さいとしていた。

<sup>2</sup> 太田（2003）参照。

<sup>3</sup> ルクセンブルク政府と人口・貧困と政策研究センターの後援の下で行われている研究プロジェクトであり、主な国や地域の所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。欧米諸国を中心に 25 の国や地域が参加（所得データ等を提供）している。我が国は参加しておらず、アジアからは台湾が参加している。